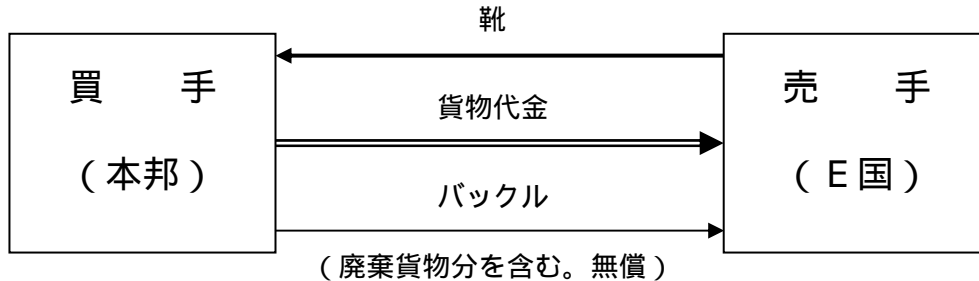


7. 輸出国で廃棄した貨物に組み込まれた副資材の費用



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から靴を購入（輸入）します。また、当社は、輸入貨物に組み込むバックルを売手に無償で提供しました。

無償提供したバックルは計画どおり全て靴の生産に使用されましたが、生産した靴の一部に不良が発生したため、不良品については売手が輸出国で廃棄しました。なお、廃棄した不良品の数量については、廃棄業者が発行した廃棄証明書により確認できます。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、廃棄された靴に使用されたバックルに要した費用の額を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において、売手により輸出国で廃棄された靴に使用されたバックルは、「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」に該当しませんので、そのバックルに要した費用の額を、現実支払価格に加算する必要はありません。

（理由）

「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」が買手により無償で提供された場合は、その物品に要する費用の額は、現実支払価格に加算することとされています。

しかしながら、貴社（買手）により無償で提供されたバックルのうち、不良品として売手により廃棄された靴に使用されたものは、実際に輸入された貨物に組み込まれたものではないことが、廃棄業者が発行した廃棄証明書により確認できますので、そのバックルに要した費用の額は、輸入貨物の現実支払価格に加算する必要はありません。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号イ

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）